

## 指 名 停 止 措 置 簿

商 号 又 は 名 称	世紀東急工業 株式会社
代 表 者 名	取締役社長 佐藤 俊昭
主たる事務所の所在地	東京都港区芝公園 2 丁目 9 番 3 号
指 名 停 止 期 間	平成 30 年 7 月 10 日～平成 31 年 3 月 9 日 (8 月)
指 名 停 止 の 理 由	東京港埠頭株式会社発注の特定舗装工事において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条に違反する行為を行っていたとして、平成 30 年 3 月 28 日、公正取引委員会から同法第 7 条の 2 の規定に基づく課徴金納付命令を受けたため。 ※該当条項 宿毛市建設工事指名停止等措置要領 別表第 2 の 21 号（不正又は不誠実な行為）に該当。